

- 6 この省令の施行の際現に理学療法士の教員に在りたる者又は二種免許状の授与を受けるために必要とされた旧免許法施行規則第六十四条第一項の表下欄に定める科目の単位を修得するために認定課程を有する大学又は文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者で、当該大学又は教員養成機関を卒業するまでに、当該大学又は教員養成機関において当該必要とされた単位数を修得したものは、それぞれ相当する免許状の授与を受けるために必要な新免許法施行規則第六十四条第一項の表下欄に定める単位数を修得したものとみなす。
- 7 施行日前に旧免許法施行規則第六十四条第一項の規定により理学療法士の教員に在りたる者又は二種免許状の授与を受けるために修得した同項の表下欄に定める科目の単位については、教育職員免許法の一部を改正する省令(平成十八年文部科学省令第三十一号)第十項において「十八年改正省令」という。(附則第三項の規定の例により、それぞれ新免許法施行規則第六十四条第一項の表下欄に定める科目の単位とみなすことができる。
- 8 旧免許法施行規則第六十四条第一項の表下欄に定める言学校教員養成機関又は聾学校教員養成機関の在学又は卒業は、新免許法施行規則第六十四条第一項の表下欄に定める特別支援学校の教員養成機関の卒業又は在学とみなすことができる。
- 9 第一項の規定により同項に規定する自立教科等免許状の授与を受けたものとみなされる者が新免許法施行規則第六十四条第二項の規定により同表の第一欄に規定する一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合における同表の第三欄に定める最低在職年数の算定については、授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ改正法第一条による改正前の学校教育法第一条に規定する言学校又は聾学校の教員として在職した年数を、同項の表備考第二号に規定する視覚特別支援学校又は聴覚特別支援学校の教員として在職した年数に通算することができる。
- 10 第一項の規定により自立教科等免許状の授与を受けたものとみなされる者が新免許法施行規則第六十四条第二項の規定により同表の第一欄に規定する一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合における同表の第四欄に定める最低単位数の算定については、当該者が旧免許法施行規則第六十四条第三項に定めるところにより修得した単位は、それぞれ十八年改正省令附則第三項の規定の例により、それぞれ新免許法施行規則第六十四条第二号に定めるところにより修得した単位とみなして、これを新免許法施行規則第六十四条第二項の規定により免許状の授与を受けるために必要な単位数に合算することができる。
- 11 旧教育職員免許法施行規則第六号に規定する言学校、聾学校及び養護学校の各部分の教育に関する教育実習は、新免許法施行規則第六号に規定する特別支援学校の各部分の教育に関する教育実習とみなす。
- 12 旧免許法施行規則第六号第一項の表備考第十号及び第十一号に規定する言学校、聾学校及び養護学校の各部分における経験年数は、新免許法施行規則第六号第一項の表備考第十号及び第十一号に規定する特別支援学校の各部分における教員の経験年数に通算することができる。
- 13 旧免許法(改正法第二条の規定による改正前の教育職員免許法をいう)第十六条の五第一項の規定による言学校、聾学校又は養護学校の小学部の教諭又は講師の職は、新免許法施行規則第六十八条及び第六十九条に規定する新免許法第十六条の五第一項の規定による特別支援学校の小学部の教諭若しくは講師の職とみなす。
- 14 旧免許法施行規則第六十九条の三に規定する言学校、聾学校又は養護学校において専ら児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員は、新免許法施行規則第六十九条の三に規定する特別支援学校において専ら児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員とみなす。

(免許特例法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前に旧言学校等において小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成九年法律第九十号)第二条第二項に規定する介護等の体験を行った者に対するこの省令第二十二條の規定による改正後の免許特例法施行規則第一条の適用については、同条に規定する期間には、当該者が旧言学校等において行った介護等の体験の期間を通算するものとする。

2 前項の場合において、旧言学校等における介護等の体験に関するこの省令第二十二條の規定による改正後の免許特例法施行規則第四条に規定する証明書は、改正法附則第二条第一項の規定により当該旧言学校等がなるものとされた特別支援学校の校長が発行するものとする。

○文部科学省令第六号

学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)第十条第二項及び第十四条並びに学校保健法施行令(昭和三十三年政令第七十四号)第五条第二項の規定に基づき、学校保健法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

文部科学大臣 伊吹 文明

学校保健法施行規則の一部を改正する省令

学校保健法施行規則(昭和三十三年文部省令第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、疾病その他やむを得ない事由によつて当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなつた後すみやかに健康診断を行うものとする。

第三条第二項を削り、同条第三項中「第四条第三項第五号」を「第四条第三項第四号」に改め、同項を同条第二項とする。

第四条第三項中「それぞれ一回」を削り、同項ただし書を削り、同項第一号中「第五条第七項」を「第五条第六項」に改める。

第十九条第一項第一号中「重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。)」を削り、「痘そう」の下に「南米出血熱」を加え、「コレラ、細菌性赤痢」を削り、「腸チフス及びパラチフス」を「及び重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)」に改め、同項第三号中「腸管出血性大腸菌感染症」を「コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス」に、「その他の伝染病」を「その他の伝染病」に改める。

附則

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

国立大学等の授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(平成十六年文部科学省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第十条中「百分の百十」を「百分の百二十」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行し、平成十九年度に係る授業料、入学料及び検定料から適用する。

○文部科学省令第八号

国立大学法人法(平成十五年法律第一百一十二号)第二十三條の規定に基づき、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

文部科学大臣 伊吹 文明

国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

国立大学法人法施行規則(平成十五年文部科学省令第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二東京学芸大学の項中「附属大泉中学校」を削り、「附属高等学校」の下に「附属国際中等教育学校」を加える。